

第 7 7 回

東京都卸売市場審議会議事録

令和元年 1 1 月 5 日 (火)

東京都中央卸売市場

目 次

1.	開 会	1
2.	中央卸売市場長あいさつ	3
3.	報 告	4
	（1）東京都中央卸売市場条例及び規則の改正に関わる事項について	
	（2）東京都地方卸売市場条例及び規則の改正に関わる事項について	
	（3）経営計画の策定に向けた取組について	
4.	閉 会	20

日時 令和元年11月5日(火) 午後2時56分

場所 東京都庁第一本庁舎 北塔42階 特別会議室A

出席者

会 長	木 立 真 直	中央大学商学部教授
会 長 代 理	矢 野 裕 児	流通経済大学流通情報学部教授
委 員	黒 石 匡 昭	EY新日本有限責任監査法人パートナー公認会計士
〃	後 藤 治	A. T. カーニー株式会社 パートナー
〃	秋 吉 セツ子	特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟理事
〃	伊 藤 裕 康	東京都水産物卸売業者協会会長
〃	川 田 一 光	東京中央市場青果卸売会社協会会長
〃	伊 藤 こういち	東京都議会議員
〃	中 山 ひろゆき	東京都議会議員
〃	おじま 紘 平	東京都議会議員
〃	山 崎 一 輝	東京都議会議員
〃	尾 崎 あや子	東京都議会議員
臨 時 委 員	細 川 允 史	卸売市場政策研究所 代表
幹 事	黒 沼 靖	東京都中央卸売市場長
〃	猪 倉 雅 生	東京都中央卸売市場企画担当部長
〃	石 井 浩 二	東京都中央卸売市場渉外調整担当部長
〃	西 坂 啓 之	東京都中央卸売市場豊洲市場総合調整担当部長
〃	堀 真	東京都中央卸売市場豊洲市場連絡調整担当部長
〃	松 田 健 次	東京都中央卸売市場市場政策担当部長
〃	猪 口 太 一	東京都中央卸売市場財政調整担当部長
〃	長 嶺 浩 子	東京都中央卸売市場事業部長
〃	赤 木 宏 行	東京都中央卸売市場移転支援担当部長
〃	佐々木 宏 章	東京都中央卸売市場環境改善担当部長
〃	渡 辺 正 信	東京都中央卸売市場施設担当部長

1 開 会

○鶴田書記 それでは、定刻前ではございますが、大変長らくお待たせを申し上げます。

東京都卸売市場審議会を開催させていただきます。

私は、当審議会の書記を務めております市場政策課長の鶴田でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、委員の皆様方には大変お忙しいところ御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

まず、会議に先立ちまして、定足数の確認をさせていただきます。本審議会は、東京都卸売市場審議会条例第7条により、委員の半数以上の出席により成立することとなっております。審議会委員の定数16名中、ただいま13名の方々の委員の御出席を賜っております。従いまして、定足数を満たしております、会議が成立していることを御報告させていただきます。

なお、本日は阿部委員、近藤委員、和佐見委員が所用のため、御欠席との御連絡を頂戴しております。

次に、開会に先立ちまして、配付資料の確認をさせていただきます。

机上には、順に次第、委員名簿、幹事・書記名簿、座席表、東京都卸売市場審議会条例を配付させていただいております。

なお、本日の審議会はペーパーレスの取り組みを推進させていただくため、説明に関する資料につきましては、お手元に配付してございますタブレット内に御用意をさせていただいております。

まず、資料とこのタブレットに不足がございましたらお知らせいただければと存じますが、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、続きまして、お手元のタブレット画面を御覧いただければと思います。

画面上部に会議室01ファイル一覧と表示されていること、こちらを御確認ください。資料の中身を確認させていただければと思います。これから資料にございますこの題名を申し上げてまいりますので、御確認をいただければと思います。

「資料1-1 東京都中央卸売市場条例及び規則の改正に関わる概要」、「資料1-2 取引参加者の遵守事項等に係る新旧対照表」、参考資料でございます、「参考資料 公正な取引環境の確保について」、続きまして、「参考資料 取引参加者の意見」、「資料1-3 答申文(写)」、「資料2-1 東京都地方卸売市場条例及び規則の改正に関わる概要」、「資料2-2 地方卸売市場条例の改正に関わる内容の新旧対照表(概要)」、資料3-1 経営計

画の策定に向けた取組について」、「資料3-2 市場の活性化を考える会第1回議事録」及び「第2回議事概要」。以上でございます。よろしゅうございますでしょうか。

続きまして、タブレットの使用法について御説明をさせていただきます。

これ、今、センターの画面にもお出しいたしますけれども、資料1-1と記載のある部分を軽く指でタッチしていただけますでしょうか。そうしますと資料が開きます。こちらの画面に指を当てたまま、右から左へ画面をゆっくりなぞっていただきますと、次のページを御覧いただくことができます。また、ページを前に戻る際には、逆に左から右へ画面をなぞっていただければと存じます。また、画面表示を拡大されたい場合は、2本の指で画面をタッチしたまま、指を広げていただきますと、拡大表示で御覧いただくことが可能になっています。

こちらの資料を閉じて一覧に戻る際は、こちら、左上にございますファイル一覧、こちらのボタンをタッチしていただければと思います。そうしますと、もとの一覧画面に戻ります。

なお、注意事項でございます。右上にありますログアウトというボタンは、お触れにならないように御注意をお願い申し上げます。

また、不明な点がございましたら、職員が近くにおりますので、お声がけをいただければと思います。よろしく願いをいたします。

次に、前回の審議会以降の人事異動に伴いまして、新たに黒沼靖市場長が幹事に着任いたしましたので、御紹介させていただきます。

○黒沼幹事 中央卸売市場長の黒沼靖でございます。よろしくお願いいたします。

○鶴田書記 それでは、この後は木立会長に議事進行をお願いいたします。

木立会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○木立会長 会長を仰せつかっております木立です。

これより第77回東京都卸売市場審議会を開会いたします。

委員の皆様方には、お忙しい中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。会議の進行につきましては、何とぞ御協力のほど、よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、前回の審議会開催以降に新しく委員になられた方がいらっしゃいますので、御紹介を申し上げたいと存じます。

中山ひろゆき委員でございます。

○中山委員 よろしく願いいたします。

○木立会長 続きまして、おじま紘平委員でございます。

○おじま委員 よろしく願いいたします。

2 中央卸売市場長あいさつ

○木立会長 それでは、最初にお手元に配付してあります審議会次第に従いまして進めたいと存じますが、黒沼中央卸売市場長から御挨拶がございますので、よろしく願いいたします。

○黒沼幹事 改めまして、中央卸売市場長の黒沼でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員の皆様方には、お忙しい中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

日ごろより、市場運営に御理解、御協力を賜り、まことにありがとうございます。

本日は、先月28日に開催をされました、東京都中央卸売市場取引業務運営協議会におきまして、御答申をいただきました東京都中央卸売市場条例及び規則の改正に関わる事項について、その他2件につきまして、御報告をさせていただきます。

昨年の卸売市場法改正の趣旨を踏まえまして、都の中央卸売市場が生鮮食料品等の流通における基幹的なインフラとしての役割を引き続き果たすことができますよう、市場の活性化を図るとともに、公正で安全安心な取引環境を実現していくため、これまで市場業界の方々とともに意見交換を十分に重ねながら、条例改正に向けた検討を進めてまいりました。

本日は、条例改正に関しまして、この運営協議会で御答申をいただいた内容を中心に御報告をさせていただきますこととしてございます。

また、卸売市場法改正に伴い、東京都地方卸売市場条例等につきましても、所要の改正を検討しておりまして、あわせて御報告をさせていただきたく存じます。

さらに、東京都中央卸売市場では、都内11市場のさらなる活性化を図るとともに、強固な財政基盤を確保していくため、経営計画の策定に向けた検討を進めております。本日は、この計画を策定するに当たりまして、さまざまな分野の専門家の方々により、幅広い議論を行っていただくため、市場の活性化を考える会を本年7月に立ち上げたところでございますので、その概要につきましても御報告をさせていただきたいと存じます。

以上につきまして、後ほど事務局より具体的な内容につきまして御説明させていただきますが、委員の皆様方の忌憚のない御意見を賜りたいと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、甚だ簡単ではございますが、私からの御挨拶とさせていただきます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○木立会長 ありがとうございます。

映像、写真の撮影につきましては、ここまでとさせていただきたいと存じますので、よろしくをお願いいたします。

- 3 報 告 (1) 東京都中央卸売市場条例及び規則の改正に関わる事項について
(2) 東京都地方卸売市場条例及び規則の改正に関わる事項について

○木立会長 それでは、議題のほうに入らせていただきます。

本日は報告事項が3件となっております。卸売市場法の改正に伴う対応として、1としまして、東京都卸売市場条例及び規則の改正に関わる事項について、2、東京都地方卸売市場条例及び規則の改正に関わる事項について、の2件の報告事項につきまして、一括して御説明をいただきまして、委員の皆様から御発言、御意見を賜りたいと存じます。

それでは、事務局から御説明をよろしくをお願いいたします。

○長嶺幹事 事業部長の長嶺でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

失礼をいたしまして、着席にて御説明をさせていただきます。

本日の報告事項(1)及び(2)は、いずれも令和2年6月21日に施行されます卸売市場法の改正に伴いまして、都の条例及び規則の改正を検討しているものでございます。

それでは、報告「(1) 東京都中央卸売市場条例及び規則の改正に関わる事項について」、御説明をいたします。

資料に入ります前に、まず経緯でございますが、卸売市場法の改正につきましては、本年4月に、当審議会にも御報告を差し上げましたけれども、都条例の改正につきまして、条例改正準備会議を設置いたしまして、昨年12月から検討を進めてまいりました。本年7月26日に開催した第4回準備会議におきまして、都から具体的な取引ルールの検討案をお示しをいたしまして、その後、取引参加者の皆様と意見交換を重ね、改正の概要として取りまとめたところでございます。

10月28日、東京都中央卸売市場取引業務運営協議会におきまして、この内容を御審議いただき、原案を適当と認める旨の御答申をいただきましたので、本日御報告するものです。

それでは、タブレットの資料のうち、「資料1-1 東京都中央卸売市場条例及び規則の改正に関わる概要」をお開きください。

表紙、次にページを繰っていただいて目次がございまして、その次、1ページを御覧ください。「I 条例改正の理由及び趣旨」でございます。「1 卸売市場法改正への対応」につき

まして、御説明申し上げます。

法改正に伴いまして、中央卸売市場の開設者である都は、引き続き中央卸売市場として市場を運営していくため、同法に即して条例を改正し、改正法の施行期日に合わせて、農林水産大臣の認定を受ける必要がございます。

続きまして、「2 条例改正の趣旨」でございます。

東京の卸売市場は、生鮮食料品等を都民に円滑かつ安定的に供給する基幹的なインフラでございます。また、東京の市場は、大消費地に立地をし、多種多様なニーズにきめ細かに応え、豊かな消費生活や食文化等を支えているという特性がございます。

外部環境の変化に伴いまして、引き続き基幹的なインフラとしての役割を果たしていくためには、集荷・分荷、価格形成、代金決済、公正な取引など市場の重要な機能を今後も十分果たすとともに、時代の変化に即した新たなニーズへの対応も必要です。

このため、法改正の趣旨を踏まえまして、産地や実需者のニーズに的確に対応できる取引環境を整備するとともに、公正な取引環境や食の安全・安心を確保するため、所要の規定を整備するものです。

「3 改正内容のポイント」を御覧ください。

2の改正の趣旨を踏まえまして、「(1) 取引の活性化を図るための規制緩和」といたしまして、多様なニーズに応えるために基本的に規制を緩和すること、「(2) 公正な取引環境の確保」といたしまして、開設者が実態把握をして適切に指導監督することなど、また「(3) 業務の効率化」、「(4) 食の安全・安心の確保」、以上の4点をポイントとして挙げてございます。

次のページ、2ページを御覧ください。

「II 条例及び規則の改正に関わる概要」でございます。

まず、〈条例の構成及び改正の概要〉といたしまして、条例の全体像を表でお示しをしております。都の条例は、表の左にありますように、総則、市場関係者、売買取引及び決済の方法、市場施設の使用、監督といったような構成になってございます。今回改正を検討しておりますのは、主に市場関係業者、売買取引及び決済の方法の部分になります。例えば施設管理に関する内容などは、現行のとおりというふうになってございます。

では、「1 条例の目的」を御覧ください。

本条例が、生鮮食料品等の円滑な流通を確保し、もって都民の消費生活の安定に資することを目的とする。これを現行同様明記してございます。

「2 市場関係業者」を御覧ください。

(1) で、卸売業者、仲卸業者、関連事業者及び売買参加者の定義、また(2)で、市場施設等を利用して事業を営む卸売業者、3ページにかけまして仲卸業者、それから関連事業者の責務について記載のとおり規定をし、基本的な役割分担をお示しすると、そういったことになってございます。

「3 売買取引及び決済の方法」です。こちらは、改正法の定めについての説明となっております。

改正法は、中央卸売市場の認定要件といたしまして、3の(1)(2)にあるとおり、卸売市場の業務の方法、それから取引参加者の遵守事項、この2つについて、業務規程で定めることを求めています。

「4 卸売市場の業務の方法」についてです。

改正法は、開設者に対し、業務の方法として5項目について定めることを求めています。

「(1) 開設者による差別的取扱いの禁止」、「(2) 開設者による卸売の数量及び価格等の公表」、「(3) 開設者による指導監督」、「(4) 売買取引の方法」、こちらにつきましては、せり・入札または相対取引とするなど、記載のとおり規定することとしております。

「(5) 決済の方法」、こちらは、①に早期決済の努力義務、②に契約等に定めた支払い期日の遵守といったことを定めることとしております。

次に、4ページを御覧ください。

「5 取引参加者の遵守事項」です。取引参加者の遵守事項は、改正法が定める共通ルールと、それ以外のいわゆる「その他の取引ルール」という2種類がございます。遵守事項につきましては、恐れ入りますが、資料1-2で御説明をしたいと存じます。

画面左上のファイル一覧をタップしていただきまして、「資料1-2 取引参加者の遵守事項等に係る新旧対照表(概要)」をお開きください。よろしいでしょうか。

では、資料1-2の1ページを御覧ください。横の表になってございます。

一番左側に、共通ルールとなっている事項、一番上の売買取引の原則から始まりまして、全部で7項目共通ルールはございます。

以下、主な事項について御説明いたします。

まず、上から3番目、売買取引の方法につきまして、現行は、そこに記載がございますように、1号、2号、3号物品という形で、せり売り、相対といった取引方法が品目ごとに定められていますが、改正案では、こうした一律の区分は廃止し、市場ごとにせり若しくは入札で取

引を行う物品、数量・割合等を定めることとしております。なお、改正案の欄に、鍵括弧でくくってあるものにつきましては、規則で定める事項ということで区分して書いてございます。

次の売買取引の条件の公表、こちらは卸売業者に取引条件の公表義務を課すものです。

次の受託拒否の禁止は現行どおり。

次の決済の確保につきましては、改正案のほうの欄が2つに分かれてございますが、上の欄です。こちらは取引参加者の早期支払いの努力義務と、契約等で定めた支払い期日の遵守を求めるといったことが記載してございます。また、下の欄は卸売業者の事業報告書等について記載がございました。

2ページを御覧ください。

その他の取引ルールというのが2段目から始まってございます。第三者販売以下、13項目をその他の取引ルールとして掲げてございます。第三者販売、商物分離取引、その次の仲卸業者の直荷引きにつきましては、現行の規制はなくしめますけれども、取引実態を把握するために、実績報告を義務づけるとしております。また、第三者販売の改正案ただし書きですが、せり、入札については第三者販売の禁止を維持することとしております。よろしいでしょうか。

続きまして、3ページを御覧ください。

一番上の行、卸売の記録の提出ですが、現行は日々、販売原票の提出を求めています。改正案では、記録義務にとどめまして、必要に応じて提出をするということにしてございます。

2つ飛びまして、上から4番目、決済の確保につきましては、決済に関する契約等の知事への届出、卸売業者に対する残高試算表の提出などを求めています。

次のせり人につきましては、登録制から、改正案では届出制に変更し、知事が行う講習の受講義務を課すとしております。

下から2番目、売買参加者でございます。こちらはせり売りまたは入札の参加資格という形に定義を変更した上で、承認制を維持するとなっております。

次の休開市については、開設者が市場関係者の意見を聴いて定めるというカレンダーの枠組みですけれども、こちらは現行同様としております。

4ページを御覧ください。

品質管理につきましては、現行は知事が別に定める規定となっておりますが、改正案では関係法令の遵守を求める形としております。

その他の取引ルールとして定めるものは以上となります。

これら以外の現行定めている規制は、4ページの2行目以降、6ページまでの項目を列記し

てございますが、改正案はおおむね廃止としております。

恐れ入りますが、左上のファイル一覧から、資料1-1にお戻りください。お戻りいただきましたら、ページを進めていただいて、7ページを開いていただきたいんですが、右下の△のマークを押すと、ページがどんどん先に進んでまいります。7ページをお開きいただけましたでしょうか。

このページの真ん中より少し下の「6 その他の事項」を御覧ください。

「(1) 業務許可の廃止」です。卸売業者の業務許可は改正法において廃止されましたが、条例におきましては、仲卸業者及び関連事業者の業務許可を廃止するとしております。なお、施設の使用許可の条件は、仲卸業者の兼務禁止を除きまして、現行の業務許可の条件を基本的に整理をすると、このようにしております。

「(2) 都と市場関係者の協議の場の設置」です。現在の中央卸売市場取引業務運営協議会につきましては、現行法に定めがございまして、そちらに則り設置しておりますが、改正法ではこのような規定がございません。しかし、都におきましては、卸売市場の適正かつ健全な運営を確保するため、条例でこの運営協議会、また市場別の取引業務運営協議会、取引委員会を設置するとしております。8ページにかけて説明がございます。

位置づけにつきましては、これまで同様、中央卸売市場取引業務運営協議会は、知事の附属機関、市場別の運営協議会は中央の協議会の下部組織、また取引委員会は、市場別の協議会に置く専門委員会としております。

8ページ、「Ⅲ 今後の予定」でございます。

本案につきましては、第4回都議会定例会に上程し、御審議いただきたいと考えているところでございます。改正卸売市場法の施行は、令和2年6月21日となっております。この期日までに、新たな業務規程となる改正条例等を添えて、開設者、私どもが、農林水産大臣に認定を申請し、中央卸売市場の認定を受ける必要がございます。

また、今回の制度改正は、大幅なルールの変更になっておりまして、日々の取引業務の実務的な流れにも影響することから、市場関係者の皆様に十分な周知期間をとることが不可欠と考えております。さらに、11市場の取引委員会におきまして、せり取引に関する事項を協議、決定するなどの移行準備が必要になると、このように考えておりまして、都の中央卸売市場は、関係者が非常に多いこともございますので、6カ月程度の期間は必要と考えております。

なお、条例及び規則等の施行日は、改正法と同日を予定しております。

左上、ファイル一覧から「参考資料 公正な取引環境の確保について」をお開きください。

ただいま資料で御説明いたしました内容につきまして、市場関係者の皆様との意見交換では、公正な取引環境がどのように確保されるのか、規制がなくなると何が不公正なのかわかりにくい。あるいは取引の可視化としてほしいといった御意見が寄せられました。これに対し、都の対応をまとめたものが本参考資料になります。運営協議会では、こちらの内容も含めて、御審議いただいたところでございます。

「1 都の指導監督」を御覧ください。こちらは、公正な取引環境の確保について、基本となる都の指導監督の流れをお示ししております。

(1) 取引状況の把握の、①取引実態の把握及び調査にありますとおり、都は卸売業者に対し、取引の実態を把握するため、第三者販売等の実績報告や決済に関する契約内容について届出を義務づけております。また、業務指導や検査、査察を通じたチェックや、必要に応じて資料の提出を求めるといった規定も条例で整備することとしております。

また、②にありますように、取引委員会において、取引に関する情報共有や、個別具体的な課題について対応することを想定しております。さらに、③にありますように、新たに、取引に関する相談窓口を設置し、そこに寄せられた情報について都が調査をすると、このように考えております。②の協議の場の活用ですとか、③の相談窓口、こちらの運用は、不正の抑止にもつながると考えております。不当な差別的取り扱いなど不公正な行為に対しては、(2) 不公正な行為に対する措置にありますように、指導、是正の求め等、開設者として適切に対応してまいります。

次に、「2 不公正な取引の明確化」ですが、規制がなくなると、何が不公正なのかわかりにくい、こういった御意見に対しましては、具体的な事例を用いることにより、明確化していくことを考えております。事例については、1③の相談窓口へ寄せられた情報も活用いたしまして、継続的に蓄積、情報共有を図り、不正の抑止にもつなげたいと考えております。

「3 国の調査の協力」は、国の仕組みについての御説明でございます。国は、卸売市場法の改正と同時に、「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に基づきまして、食品等の取引の適正化を図るため、食品等流通調査の実施、また、必要に応じて公正取引委員会に通知する、こういった仕組みを設けております。開設者は、国の行う食品等流通調査に協力してまいります。

最後に、「4 取引の見える化等」です。見える化につきましては、(1) にございます法に基づく卸売業者の公表義務によります取引の透明化、これに加えて、運用面で(2) 各市場の取引委員会におきまして、第三者販売等の状況について、定期的に情報共有を図ってま

いりたいと考えております。

また、(3)のとおり、中央卸売市場全体についても総括的に情報共有を図ってまいります。

さらに、(4)取引委員会の活用にございますとおり、各市場で情報共有のあり方や取引に係る実際的な運用方法などを協議するなど、幅広く話し合うことを想定しております。

ファイル一覧にまたお戻りください。

参考資料として、取引参加者の皆様から寄せられた御意見の概要をまとめております。こちらをお開きいただきますと、横の表で2ページにわたってございます。後ほど御参照いただければと思います。

また、ファイル一覧から「資料1-3 答申文(写)」についても添付をさせていただいております。後ほど御参照いただければと思います。

以上で、中央卸売市場条例関係の御説明は終わります。

続きまして、東京都地方卸売市場条例及び規則の改正に関わる事項について、御説明いたします。ファイル一覧から、「資料2-1 東京都地方卸売市場条例及び規則の改正に関わる概要」をお開きください。表紙がございますして、表紙の次を御覧ください。

「I 条例改正の理由及び趣旨」でございます。

地方卸売市場につきましては、現行法におきましては、知事が法及び条例に基づき、開設の許可、卸売業者の許可等を行っておりまして、これらにかかる事項は条例で定めることになってございます。法改正に伴いまして、開設の許可制は認定制に移行するとともに、現行法では条例に委任されていた事項がなくなりました。

都内12の地方卸売市場は、いずれも民間事業者が開設者となっておりますが、それらは都の開設する中央卸売市場とネットワークを形成し、生鮮食料品等を円滑かつ安定的に都民へ供給する重要な役割を担っております。こうしたことから、引き続き地方卸売市場の適正かつ健全な運営を確保する必要がある。このように考えまして、条例で必要な規定を整備することとしております。

「II 条例及び規則の改正に関わる概要」を御覧ください。

1にありますように、許可及び取引に関する規定は廃止いたします。認定にかかる事項は、改正法の規定に基づいて行うこととなります。

「2 引き続き規定を置く事項」でございます。(1)、これは取引状況を把握するため市況等の知事への報告、(2)地方卸売市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するための報告及び検査、(3)知事の助成等の3項目を挙げてございます。

2 ページを御覧ください。「Ⅲ 今後の予定」です。

地方卸売市場条例につきましても、第4回都議会定例会に上程し、御審議いただきたいと考えております。施行期日は、改正法の施行と同日としております。

なお、制度改正後も、今の地方卸売市場、こちらが引き続き地方卸売市場と称するためには、それぞれの地方卸売市場の開設者が、改正法に基づき知事の認定を受ける必要がございます。こちら、括弧書きで記載されている部分でございます。

ファイル一覧にお戻りいただきまして、資料2-2を御覧ください。こちらは「新旧対照表の概要」となっております。

項目の欄には、現行条例に定めのある主な事項を列記してございます。改正案のところを見ていただきますと、多くは廃止、または開設者の定める業務規程で整理することになってございます。下から2番目、指導監督につきましては、現行では、知事は、開設者・卸売業者に対して行うこととなっておりますが、改正案では、開設者が卸売業者に対して行う指導監督に関するものを含め、開設者に対して指導監督を行うとしております。

指導監督の前後でございます、市況などに関する報告、それから助成につきましては、現行どおりとしております。

条例改正に関する報告事項の説明は、以上でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○木立会長 御説明、どうもありがとうございました。

それでは、ただいま事務局から御説明がありました事項につきまして、御意見、あるいは御質問等ございましたら、挙手をお願いしたいと存じます。

よろしく申し上げます。

○伊藤（裕）委員 委員の伊藤裕康と申します。水産の業界を代表して参りました。

私の意見は、一言申し上げますが、現在、市場の取扱高や、経由率が低減傾向にございます。市場を取り巻く世の中全般の動きが大きく変わっていく状況に、私ども危機感を感じております。漁業、農業の生産現場の変化、消費者の意識やニーズの移ろい、そしてその背景にある人口減少や食に対する国民の向き合い方の変化など、枚挙にいとまがございません。

卸売市場が、これからも食にかかわる多くの関係者に信頼され、しっかりと役割を果たしていくためには、こうした変化に的確に対応していかなければなりません。そうでなければ、市場の将来は開けないと思います。

変化の波は我々の想像以上の規模で押し寄せてきております。水産でいえば、水産資源の確

保に向けた漁業法の改正、原産地証明などの強化、食品衛生法改正に伴うHACCP制度の強化など、これまでの常識では対処し切れない課題が現実として迫ってきております。

こうした状況を座視して殻にこもるのか、逆に好機と捉えて攻めの姿勢に転じるか。答えは言うまでもありません。どんな難題にも応えていけるのが卸売市場であり、それだけの力が市場にはあると思います。だからこそ、長きにわたり社会的な中核のインフラとして、都民の台所としての役割を果たしてきたわけです。

私ども市場業者は、ふだんは卸、仲卸、買参、小売、そして関連と、それぞれの立場で事業を行っております。産地や消費者、それぞれの顧客を背負い、日々の取引では時としてお互い激しくせめぎ合い、ぶつかり合い、同時に補い合うことで調和と安定が生まれ、皆が納得する取引が形成され、顧客から信頼もされる市場となるのです。市場の持つエネルギーの源泉はここにあると思います。そこには市場人として共通する感覚、東京都民の食生活は自分たちが支えていると、そういう意気があって、市場業者、市場関係者皆がつながっているのです。それが市場です。

卸売市場が都民を初め、多くの方々の役に立ち、栄えていくという目的に、これからも変わるところはありません。だからこそ、変わらないために変わることが、今求められているのであります。

私ども市場業者は、こうした課題に対する共通認識を持ち、業種間の壁を乗り越え、開設者である都にも同様の思いで参画していただき、互いに連携、協力していく必要がございます。こういうときこそ、より栄える市場を実現していくための好機と捉えるべきで、今回の制度改正を契機に、新たなステージに立ち、明日の市場を切り拓いてまいりたいと思っております。

今後、より重要なのは、むしろ改正後の運用、あるいはその取り組み姿勢にあると思います。

以上、私の意見を申し述べました。

○木立会長 伊藤委員、ありがとうございました。

それではほかに御意見、御質問等はございますでしょうか。

よろしく願いいたします。

○尾崎委員 都議会議員の尾崎といいます。

東京都中央卸売市場条例が変わり、これまであった取引の規制がなくなることは、市場業者の皆さんへの影響がどのようになるのか。不安が多いと思っています。中央卸売市場取引運営協議会では、提案された原案が承認され、認められたという御報告がありました。しかし、運営協議会では、条例改正に反対の意見や、公正な取引を担保するための懸念など、さまざまな

意見が出されたとも聞いています。市場業者の方たちが納得できるまで、引き続き話し合いを続けていただきたいと強く要望するものです。

そして、もう一つは、第三者販売禁止、商物一致の原則や、仲卸の直荷引きの禁止が廃止になりましたが、東京都は知事に報告するという、新しい都のルールをつくり、公正な取引を担保するための取引委員会を開催していくということでした。知事への報告と取引委員会の開催で、公正な取引がどこまで保障されるのかと、素人ですが、疑問が残るところです。

取引委員会の今後の運営の仕方、何を議論するのかなど、今までとは当然違ってくると思いますので、市場関係者の皆さんの意見をよく聞きながら進めていただくことを求めたいと思います。

○木立会長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。

じゃ、お願いします。

○細川臨時委員 今、御意見のあった取引の関係者とよく話し合いをしながら、理解を得ながら進めていくというのは、全く同感でございますが、長いこと市場行政にかかわってきた者として、これまでの規定そのものにはかなり無理があったということも、ちょっとお話ししておきたいと思います。

資料1-2の4ページを見ていただきたいんですけども、その他のところで、例えばの話ですけども、一番最初に、せり物品を相対取引とする場合の承認、要するにせりが原則なので、原則以外のことをする場合は、この現行でも書いてありますように、「入荷遅延、せり残品、予約相対取引等の場合で、せり物品を相対取引とする場合は、知事に承認申請書を提出しなければならない」とありますね。これ、実際、不可能です。

入荷遅延というのは、取引が例えば午前7時からとして、午前6時ごろ来て、せりに間に合わない。6時ではまだ間に合うかもしれないけれども、その場合、あとせり残品、せりで残った品物を誰も買い手がないので、もうせりで参加する人がいなくなっちゃったんで、相対取引しますという、そういう場合ですね。

これ、結局、承認ということは、知事ですから、東京都の事務所に承認申請書、これこれこういうわけでこうだという承認申請書を、まず作成するのに時間がかかりますよね。それを提出して、提出された東京都の職員のほうが受理して、それを原議にして、決裁まで、現場で場長決裁までしなければならない。どのくらい時間がかかると思いますか。その間、終わらないと、例えばせり残品の取引、本当に承認が得られないと取引ができないはずですよ。でも実

際には、もうせり残品はどんどんその場で取引して、いわば結果報告に事実上はなっているわけです。

だからそういうものを、事前に承認申請書を出さなきゃいけないというのは、私が現場にいたときから、大いなる矛盾だと思っていましたけど、どうしてこういうふうに厳しくしたかというのは、1923年、大正12年に中央卸売市場法ができたときに、せり原則で、それ以外は、例外はもう全部許可承認だということが、そのルーツがずっとあるからなんですね。

何でそんな厳しくしたかというのは、これは国の説明ですけど、1918年、大正7年の米騒動があつて、それで非常に大きな騒擾状態になった。ですから、そういうことをさせないために、取引を非常に厳しく、透明化に。性悪説とまでいかないけれども、それに近いような形で、相当厳重に、行政、特に中央卸売市場だけですから、全部公設なわけです。だから開設自治体が全部監視監督しないと、公正な取引は行われぬという考えがもとにあつたんですが、それからもう100年近くたつていまして、公正取引は定着して、それほど厳しく監視する必要がなくなつてきている状況があります。

ですから、そういうことも丁寧に説明しながら、大体取引に参加されている方、皆さん、納得されると思うので、そういうことも含めて、何が残るのかということと、それから今、御発言があつたように、基本的に廃止、5ページに、届出義務がありますよね。届出義務があるものについて市場取引委員会を各市場に設けて、そこで調査、審議するということが、ちゃんと機能するということが大変大事なことで、それが機能すれば、これは相当程度、どうしても必要な場合、例えば第三者販売というのは、仲卸業者を通さないで卸売業者が販売するんですけど、仲卸さんができるのであればやってもらえばいいし、そういう全部、正直に報告されれば、お互いにそういう議論ができて、そんなに敵対関係じゃなくて、お互いにやっていける状況がつかれる。

今はそういうこと、そんなにやっていなかったんで、機能するということが一番大事なことかなと思っておりますので、項目、廃止項目が多いというだけでは論じられないということ、現場のことも含めて申し上げました。

以上です。

○木立会長 ありがとうございます。

ほかに委員の方から、御発言等ございますでしょうか。

よろしく申し上げます。

○山崎委員 都議会議員の山崎一輝と申します。

何点かちょっとお聞かせいただきたいんですけども、まず、この条例改正に向けての移行期間が先ほど6カ月程度というお話がございました。今、さまざまな意見を聞いていく中で、この6カ月というものが妥当なラインなのかどうなのか。そういった中でどのようなスケジュール感で進めていくのか。要は御理解をいただかなきゃいけない。周知をして御理解をいただく期間として、6カ月が妥当なのかどうなのかということが、まず1点目です。

それと、公正なこの取引環境の確保についての国の調査という形があったと思います。この国の調査というものは、どのような形で、また、どのようなスケジュール感でやられるのか。ちょっとお聞かせいただければと思います。

○木立会長 それでは、今いろいろ御質問が出ましたので、これを含めて、事務局のほうから御回答をよろしく願いいたします。

○長嶺幹事 まず移行期間につきまして、6カ月程度ということで御説明を差し上げました。具体的にきちっと詰めているわけではございませんけれども、基本的に11の各市場におきまして、丁寧な周知というのは非常に大事だと思っております。各市場のほうでしっかり周知をしていくと。

それから周知といいましても、1回やればそれでわかるという形にならないと思っておりますので、そこはやり方の工夫というのも必要だなというふうに考えてございます。

それからもう一つ、準備期間に市場関係者の皆様とお話し合いをしなければいけないのは、その取引委員会におきまして、特にせりについては改めてきちんとお話し合いをして、こういう形でやりますというのを決めていく。そういうようなプロセスが必要だというふうに考えてございます。

そのほかにも、各場の実情に応じて、話し合いが必要になるというふうに考えてございますが、最低限6カ月程度の間、円滑に制度移行ができるような形というのをつくっていく。そういう形でスケジュールリングをしていかなければならないと、このように考えてございます。

もう一つ、国の調査でございます。こちらは農林水産省のホームページから確認ができるような形になってございますけれども、調査としては2種類、予定をされているようでございます。市場に限定された調査ではございませんけれども、市場の場合、取引参加者から、何らかの通報といいますか、連絡があった場合、それに対して調査を行うというパターンのもと、あとテーマを決めて調査を行うという、この2種類があるようでございます。このテーマのほうの調査について、その具体のことについては、申しわけございません、承知をしてございません。

以上でございます。

○木立会長 ほかに御意見、御質問等はございませんでしょうか。

いろいろ御意見いただきまして、貴重な御意見それぞれかと思えます。やはり市場自体が非常に厳しい局面の中で、どうやって活性化を図っていくのか。それは当然、市場、新しいニーズに対応していかなければいけない。そのためのいろいろなルールの見直しというのも必要であろうと。

ただ、もう一方でやはり公共性。つまり公設の市場を維持していく以上、やはり幾つかの要件がある。その中で公正な取引条件、公正な価格形成というのは極めて重要なポイントで、そういった部分については、ある意味でこの条例等は入り口といたしますか、まさに何度も御発言もございしますが、今後の運用という部分で、やはり都の果たす役割は非常に重いんだと思うんですね。取引委員会の仕組みをどうつくっていくのか。

その中で農水のほうも言っていますけれども、市場の将来像を描きながら、開設者と取引参加者が十分に議論していくんだというような発言もございします。ぜひそういう合意形成をしっかりと図って行って、来年の6月、そして逆に言いますと、それ以降、どういう運用を実際に固めていくのかということでのしっかりした議論をしていただくということを、都としてもお考えではないかと思っておりますので、その点、よろしくお願ひしたいと存じます。

ほか、もう一人、じゃ、よろしくどうぞ。

○秋吉委員 秋吉と申します。

全くの素人でよくわからないところもあるんですけども、その他の、新旧対照表の中で、「買受人は卸売業者から買い受けた物品の引き渡しを受けると同時に、代金を支払わなければならない。ただし、卸売業者があらかじめ知事の承認を受けて、支払い猶予の特約を締結したときはこの限りではない」というのが、この改正案で、「決済の確保で公表義務及び知事への届出義務を規定」というのは、整合性が、どちらかが力が強いときには、これが反故になってしまうかということはないのかなという、ちょっと心配がありました。

○木立会長 これについて、それでは事務局のほう、よろしくお願ひします。

○長嶺幹事 今、支払い猶予の特約というお話も出ましたけれども、決済、支払いのことについてのお尋ねだったかと思います。

今は、引き渡しと同時にというような原則論をうたっております、実態といたしましては契約といたしますか、そういう約束事を結んで、そこで運用されているというような実態がございします。またそれはただし書きのほうで認められているものなんですけれども、改正案につき

ましては、取引参加者全般に、この決済につきましては早期の支払い義務という、こちらは規定をしたいというふうに考えてございます。実際の支払いの期日については、当然契約等々で取り決めは行いますので、その期日をちゃんと守ってくださいと。そのような枠組みに整理をし直している。そのような案になってございます。

どちらかが一方的に破棄される、普通の民衆の契約と同じというふうな考え方でよろしいかと思うんですが、一方的にというようなのは公正ではないやり方なのかなというふうに考えます。

○木立会長 ほかにどうしてもという委員の方おられれば。よろしいでしょうか。

いろいろ御発言をいただきまして、ぜひ丁寧な進め方を今後していただくということで、よろしくお願ひしたいと存じます。

3 報 告 (3) 経営計画の策定に向けた取組について

○木立会長 それでは続きまして、報告事項の3、経営計画の策定に向けた取組につきまして、事務局より御説明をよろしくお願ひいたします。

○松田幹事 市場政策担当部長の松田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

失礼ですが、着座にて御説明させていただきます。

タブレットのファイル一覧にお戻りいただきまして、資料の3-1でございます。下から2番目でございます。こちらのほうをクリックしていただきまして、こちら紙一枚のペーパーになってございます。こちらで御説明をいたします。

「資料3-1 経営計画の策定に向けた取組について」でございます。

まず上から順番に御説明いたします。

まず、「1 経営計画の策定」についてでございます。

都の中央卸売市場は、都民に生鮮食料品等を円滑かつ安定的に供給する基幹的なインフラとしての役割を果たしていくため、産地や実需者の方々のニーズに的確に対応していく必要がございます。このため、都におきましては各市場の機能や特徴、これらに応じたさらなる活性化に取り組むとともに、強固な財務基盤の確保を図るための民間経営手法の検討など、戦略的な市場運営を推進していくため、令和2年度末までに経営計画を策定することとしてございます。

次に、「2 市場の活性化を考える会の設置」についてでございます。

(1) 設置の趣旨でございます。ただいま申し上げました経営計画の策定に当たりまして、

食品流通や企業経営、財務・会計の専門家の方々により、既成概念にとらわれない幅広い議論を行っていただくため、令和元年7月に、市場の活性化を考える会を設置したところでございます。

続きまして、(2) 検討課題についてでございます。1点目といたしまして、各市場の機能や特徴に応じた市場活性化の取組について、2点目といたしまして、市場会計の持続可能性確保に向けた取組について、3点目といたしまして、その他中央卸売市場の運営に関することについて、このようなものから検討を行うこととしてございます。

(3) 開催状況についてでございます。第1回会議を本年7月に開催いたしまして、知事も出席の上、市場の活性化を考える会の設置要綱や検討課題の確認を行わせていただいたところです。また、第2回会議を先月開催いたしまして、卸売市場を取り巻く環境の変化と現状について、こういったものにつきまして各委員の先生方による意見交換を行ったほか、今後の運営について協議を行ったところでございます。

(4) 今後の予定についてでございます。市場の活性化を考える会は、今後、おおむね2カ月に1回程度開催することとしてございまして、検討結果につきましては、都が策定する経営計画に反映していくこととしてございます。

なお、会議の開催状況につきましては、進捗状況に応じまして当審議会に御報告させていただくことを予定してございます。

最後になりましたけれども、ファイル一覧にお戻りいただきまして、一番最後に資料3-2で、第1回会議の議事録、及び第2回会議の議事の概要、こちらのほうを添付してございます。後ほど御参照いただければと存じます。

簡単ではございますけれども、私からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○木立会長 どうもありがとうございました。

それではただいま御説明いただきました第3の経営計画の策定に向けた取組につきまして、御意見、あるいは御質問等ございましたら賜りたいと存じます。

お願いします。

○尾崎委員 都議会議員の尾崎です。

ただいま御報告ありましたように、市場の活性化を考える会のメンバーの名簿もありましたけれども、このメンバーを見ますと、市場関係者の方々がメンバーに入っていないんですね。やはり活性化に向けてそれぞれの市場で何が課題か、現状をきちんとつかんだ上でどう取り組

んでいくかという大事な議論をする場に、市場関係者の皆さんが参加していないで、本当にいいんだろうかというふうに思いますので、例えばですが、分科会のようなものを工夫していただいて、市場業者、当事者の方たちも参加できるような工夫をぜひしていただきたいと思います。

○木立会長 これにつきまして、事務局のほうからいかがでしょうか。

○松田幹事 今、尾崎委員のお話でございますけれども、活性化を考える会ということで、趣旨でも御説明をいたしましたけれども、これだけ厳しい状況の中で、既成概念にとらわれずに検討していくという趣旨で設置をさせていただいたものでございます。委員の先生方につきましては、専門家の方々、集中的に入っていただきまして、やっておりますけれども、もちろんこれは業界の方々の意見を聞かないということではありませんで、検討は検討でさせていただきます、もちろん業界の方々を含む幅広い御意見も、場合場合にに応じて聞かせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○木立会長 ほかに何か御質問、御意見等はございますでしょうか。

よろしく申し上げます。

○山崎委員 都議会議員の山崎と申します。

この卸売市場審議会がこのように開催をされている中、この活性化、経営計画の策定に向けた取組の一つの中での市場の活性化を考える会というものが新たにスタートをしている中だと思いますが、向こうは2カ月に1回ぐらいのスケジュール感で開催されると。

この卸売市場審議会のこのスピード感というか、その整合性というか、報告をされる。この審議会の中にも考える会の内容をしっかりと御説明をするというお話がありましたけれども、何かそちらのほうに先にもいろいろと情報が出ていく中で、この審議会の中での立ち位置というか、やはりしっかりとその辺は報告を、随時随時ちゃんとしてもらうのが、この審議会のあるべき姿なのかなと思っておりますので、ぜひそういった取り組みは、この審議会、今までこういう形でやっていたから、こういうスケジュール感で開催をすればいいとかいう問題ではなくて、やはりこの活性化を考える会のほうの随時、そういう報告というものはしっかりとこの審議会の場でしてもらうことを改めて要望しておきたいと思えます。

○木立会長 よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。

それではよろしいでしょうか。

いろいろ、きょう貴重な御意見を各委員からいただきまして、卸売市場、今回特に条例等の

御意見を賜ったわけですからけれども、やはりルールのないシステムはないというか、そういう意味では、これから運用上でどういう詰めをしていくのかということが、今後の第二歩、第三歩になるのではないかというふうに存じます。

ぜひ、都と市場関係者の方が一体となって、卸売市場が直面する問題、その問題解決力をぜひ高めていくことを念じつつ、本日の御議論に対して御礼を申し上げたいと存じます。

4 閉 会

○木立会長 それでは本日の議事を終了するに当たりまして、閉会の前に、黒沼中央卸売市場長から御発言がございますので、よろしく願いいたします。

○黒沼幹事 審議会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、中央卸売市場条例及び規則の改正に関わる事項のほか、2件につきまして、御報告をさせていただきました。委員の皆様方におかれましては、さまざまな御意見を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

東京都中央卸売市場条例改正案及び東京都地方卸売市場条例改正案につきましては、今後、都議会へ上程し、御審議をいただく予定としてございます。条例の施行に向けまして、本日いただきました御意見や市場業者の方々との協議も十分に踏まえた上で、着実に準備を進めていきたいと存じます。

また、経営計画の策定に向けた取組でございますが、市場の活性化を考える会の開催状況等につきましては、その進捗状況に応じて、今後適宜、適切に御報告をさせていただきたいと存じます。

委員の皆様方には、引き続き御指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、御挨拶とさせていただきます。本日は、まことにありがとうございました。

○木立会長 どうもありがとうございました。

本日予定しました議題は終了いたしました。本日、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中お時間を割いていただき、御出席を賜りまことにありがとうございます。

これをもちまして、第77回東京都卸売市場審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございます。

午後3時59分 閉会